



中国会計税務実務

2020年第40号

今回のテーマ：社会保険料の税務部門による統一的徴収について

北京・上海などの各地の税務局は2020年11月1日から、社会保険料について税務部門が統一的に徴収することを公布した。今号では社会保険料の税務部門による統一的徴収による企業への影響について簡単に説明していく。

主な内容：

個人と企業が負担する基本養老保険料・基本医療保険料・生育保険料・公傷保険料及び失業保険料については、税務部門が統一的に徴収することとなった。これにより、社会保険料の登録・申告・調査・徴収・追徴その他の管理業務は税務部門へ移管することとなる。

したがって、給与計算・個人所得税・社会保険料申告などの情報については、税務部門が統一して照合し管理・徴収することが可能となった。

- ・ 従業員の実際の給与支給額に基づき社会保険料を正しく納付している会社には影響は無い。
- ・ 最低給与に基づき社会保険料を納付するなど、社会保険料を正しく納付していない会社に対しては大きな影響がある。

現在、税務局は銀行と情報を共有している。また税務局は金税三期のビッグデータによる分析から、企業の営業活動に異常がないかどうかを常に監視し、適時に、企業の過小納付や保険料の未納付を追跡することができる。

お見逃しなく：

- 過年度に過小納付となっている社会保険料に対しては追加納付や清算は必要ない。国务院の要求に従い、過年度に過小納付となっている社会保険料に対しては追徴その他の方法で企業の負担を増やすことはない。
- 社会保険の信用喪失行為が認められる企業はブラックリストに記載する。ブラックリストに記載された企業は重点監督対象となり、財政補助金や資金支援あるいは優遇政策による支援等において制限や禁止の対象となる。なお当該企業の責任者の飛行機の搭乗や新幹線の乗車についても制限の対象となる。
- 重要性が低い業務等については、下請け企業へ外部委託することで従業員の人数を抑え、給与の割合を低減し、社会保険の算定基礎を抑えることも考えられる。
- ストックオプション制度を導入し、幹部人材を確保すると同時に給与の割合を低減し、社会保険の算定基礎を抑えることも考えられる。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com

